

緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願いについて

福岡市において新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、児童への感染拡大の防止と、保育従事者の負担軽減のため、可能な限り家庭での保育をお願いします。

対象者・期間

対象者 福岡市内の認可保育所，認定こども園(保育部分)，小規模保育事業所等を利用する保護者のうち、家庭での保育が可能な方

期 間 令和2年4月8日から5月6日まで※状況によって延長する可能性があります。

保育料の取扱い

家庭での保育をお願いした期間において、施設を利用しなかった日数について、月額保育料を軽減(日割り)します。

計算方法

$$\text{軽減後の保育料} = \text{月額保育料} \times \frac{\text{該当月の施設開所日数} - \text{家庭での保育を行った日}}{25}$$

- 上記計算後10円未満は切り捨てとなります。
- 還付・充当額は、「月額保育料」－「軽減後の保育料」となります。
- 家庭での保育を行った日は、日曜・祝日を除いて計算します。

保育料の充当又は還付

保育料の軽減は、翌月以降の保育料での調整を原則とします。

翌月以降の保育料への充当を承諾いただく場合は、**保護者の方が行わなければならない手続きはありません。**

対象期間の出席日数を施設が区役所に報告し、軽減後の保育料を算定します。

還付をご希望の場合は、各区子育て支援課にご連絡ください。

- ※ 4月分の軽減は、原則として6月分の保育料へ充当することにより実施します。6月分への充当ができない方については、還付等により対応いたします。
- ※ 保育料を直接施設が徴収している「認定こども園」「地域型保育事業施設」については、施設からのご案内をお待ちください。

3歳以上児の副食費の取扱い 各施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先 電話番号

各区子育て支援課

東 区 092-645-1068

城南区 092-833-4103

博多区 092-419-1080

早良区 092-833-4354

中央区 092-718-1101

西 区 092-895-7065

南 区 092-559-5123

福岡市子ども未来局子育て支援部運営支援課 092-711-4245